

令和6年9月30日

▼タイトル

令和6年9月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和6年9月定例会を閉会しました。

■議案数

		決算 認定	条例 案件	予算 案件	意見書
委員会付託中の議案		9	4	4	
本日追加 提出議案	市長提案			1	
	議員提案		1		1
計		9	5	5	1
うち議決議案数（計20件）		9	5	5	1
継続審査件数		なし			

■本日の議決状況

○決算認定

- ・議第61号から議第65号まで、および、議第68号、議第69号の7件は、認定しました。
- ・議第66号および議第67号の2件は、可決および認定しました。

○条例案件

- ・議第70号から議第73号までの4件は、原案のとおり可決しました。
- ・発議第5号（高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案）は、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり

○予算案件

- ・議第74号から議第78号までの5件は、原案のとおり可決しました。

○意見書

- ・意見書第2号（厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。※内容は別紙のとおり

以上

▼問い合わせ先

○所 属： 議会事務局

○電話番号： 0740（25）8140

○ファックス： 0740（25）8146

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成１７年高島市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項を次のように改める。

- ４ 第１項の規定にかかわらず、基準日以前６月の期間において職務に従事しない期間があるとき（以下「長期欠席」という。）の期末手当の額は、別表第２に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

第５条に次の１項を加える。

- ５ 議員が次に掲げる事由により長期欠席をした場合は、前項の規定にかかわらず適用しない。

- (１) 公務上の災害
- (２) 女性議員の出産
- (３) 前２号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める場合

第６条第１項中「別表第２」を「別表第３」に改める。

別表第２を別表第３とし、別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第５条関係）

長期欠席	減額割合
９０日を超え１８０日以下であるとき	１００分の５０
１８０日を超えるとき	１００分の１００

付 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権および地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手としても、会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができる。家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになれば、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国および政府は国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月30日

高島市議会議長 廣本 昌久

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、内閣官房長官 あて